

8-1-1 海難対策の関係機関・団体名

名 称	住 所	電 話	備 考
江差海上保安署	江差町字姥神町167	0139 52-4999	
北海道運輸局函館運輸支局	函館市西桔梗町555-24	0138 49-9904	(運航労務監理官)
海上自衛隊函館基地隊	函館市大町10-3	0138 23-4241	(警備課)
道警函館方面本部	函館市五稜郭町15-5	0138 31-0110	(警備課災害係)
函館方面江差警察署	江差町字上野町30	0139 52-0110	(警備係)
函館地方气象台	函館市美原3丁目4-4	0138 46-2212	(観測予報管理官G)
北海道檜山振興局	江差町字陣屋町336-3	0139 52-6470	(地域政策課)
北海道漁業協同組合連合会函館支店	函館市豊川町11-9	0138 22-4146	
ひやま漁業協同組合	乙部町字元町520	0139 62-3300	
日本水難救済会上ノ国救難所	上ノ国町字汐吹383	0139 58-5211	(ひやま漁協 上ノ国支所内)
上ノ国町	上ノ国町字大留100	0139 55-2311	(水産商工課)

8-5-1 危険物施設の設置場所

令和3年2月12日現在

番号	業者名	住所	種別	予防規程	許可危険物										備考						
					類	品名	最大数量	倍数	類	品名	最大数量	倍数	類	品名		最大数量	倍数				
1	新はこだて協同	宇大留	給油取扱所	○	第1石油類	ガソリン	30,000	150.00	第2石油類	軽油	10,000	10.00	第3石油類	灯油	10,000	10.00	第4石油類	オイル	1,950	0.98	
		宇大留	給油取扱所		第1石油類	ガソリン	19,000	95.00	第2石油類	軽油	19,000	19.00	第2石油類	灯油	9,500	9.50			2,000	0.33	
2	ワカサ商事	宇大留	移動タンク		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75	第3石油類	重油	3,750	1.87				さ	39-85
		宇大留	移動タンク		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,520	1.76	第3石油類	重油	3,520	1.76				と	58-05
		宇大留	移動タンク		第2石油類	灯油	3,000	3.00	第2石油類	軽油	2,840	1.42	第3石油類	重油						と	51-32
		宇大留	移動タンク		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,530	3.53								と	60-35
		宇大留	移動タンク		第2石油類	灯油	3,600	3.60	第2石油類	軽油	3,600	3.60	第3石油類	重油	3,600	1.80				と	64-84
		宇扇石	給油取扱所	○	第1石油類	ガソリン	3,800	19.00	第2石油類	軽油	6,276	6.27	第2石油類	灯油	10,000	10.00	第4石油類	オイル	1,800	0.30	
3	横山石油	宇汐吹	地下タンク		第2石油類	灯油	576	2.88													
		宇汐吹	一般取扱所		第2石油類	灯油	20,000	20.00	第3石油類	重油	39,000	19.50									
		宇汐吹	屋内貯蔵所		第2石油類	灯油	2,500	2.50	第3石油類	重油	9,000	4.50									
		宇扇石	移動タンク		第3石油類	重油	6,000	3.00	第4石油類	オイル	9,000	1.50									
		宇扇石	移動タンク		第2石油類	灯油	3,400	3.40	第2石油類	軽油	3,200	3.20	第3石油類	重油	2,920	1.46				と	42-67
		宇扇石	移動タンク		第2石油類	灯油	2,000	2.00	第2石油類	軽油	2,000	2.00							と	50-13	
		宇汐吹	屋外タンク		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75							と	58-15	
		宇汐吹	一般取扱所		第3石油類	重油	20,000	10.00													休止中
		宇木ノ子	給油取扱所	○	第1石油類	ガソリン	10,000	5.00													休止中
		宇木ノ子	地下タンク		第2石油類	灯油	19,200	96.00	第2石油類	軽油	19,200	19.20	第2石油類	灯油	9,600	9.60	第4石油類	オイル	1,200	0.20	
4	古館石油	宇木ノ子	一般取扱所		第2石油類	灯油	49,000	49.00	第3石油類	重油	49,000	24.50									
		宇木ノ子	移動タンク		第2石油類	灯油	6,000	6.00	第3石油類	重油	7,000	3.50									
		宇木ノ子	移動タンク		第2石油類	灯油	3,000	3.00	第2石油類	軽油	3,000	3.00								と	38-43
		宇木ノ子	移動タンク		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75							と	35-28	
		宇木ノ子	移動タンク		第2石油類	灯油	3,000	3.00	第2石油類	軽油	3,000	3.00							と	15-68	
		宇木ノ子	移動タンク		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75							と	83-58	
		宇木ノ子	移動タンク		第2石油類	灯油	3,600	3.60	第2石油類	軽油	3,600	3.60							と	53-27	
		宇汐吹	船舶給油		第3石油類	重油	100,000	50.00													休止中
		宇汐吹	一般取扱所		第3石油類	重油	18,000	9.00													休止中
		宇湯ノ岱	屋外貯蔵所		第2石油類	JETA-1	9,000	9.00													
5	ひやま漁業協同組合	宇大崎	屋外貯蔵所		第2石油類	JETA-1	9,000	9.00													
		宇大崎	屋外タンク		第3石油類	重油	11,000	5.50													
6	(株)小林建設	宇勝山	地下タンク		第3石油類	重油	8,000	4.00													
		宇大留	地下タンク		第3石油類	重油	5,000	2.50													
7	中日本航空	宇湯ノ岱	屋外貯蔵所		第2石油類	灯油	3,000	3.00													
		宇大安在	屋外貯蔵所		第2石油類	JETA-1	9,000	9.00													
8	栽培漁業センター	宇大崎	屋外タンク		第3石油類	重油	11,000	5.50													
		宇勝山	地下タンク		第3石油類	重油	8,000	4.00													
9	将老かみのくに荘	宇大留	地下タンク		第3石油類	重油	5,000	2.50													
		宇木ノ子	地下タンク		第2石油類	灯油	3,000	3.00													
10	上ノ国中学校	宇木ノ子	地下タンク		第2石油類	灯油	961	0.96													
		宇木ノ子	地下タンク		第2石油類	灯油	6,000	3.00												少量危険物	
11	滝沢小学校	宇大留	地下タンク		第3石油類	重油	3,000	1.50													
		宇大崎	地下タンク		第3石油類	重油	3,000	1.50												休止中	
12	健康づくりセンター	宇勝山	地下タンク		第3石油類	重油	1,800	0.90												少量危険物	
		宇勝山	地下タンク		第3石油類	重油	1,800	0.90												少量危険物	
13	石崎診療所	宇中須田	地下タンク		第3石油類	重油	1,900	0.95													
		宇中須田	地下タンク		第3石油類	重油	1,900	0.95													

改正

昭和61年3月18日条例第5号

平成元年3月15日条例第4号

平成8年6月20日条例第5号

平成31年3月12日条例第5号

上ノ国町火入許可に関する条例

- 第1条** 森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れをしようとする者は、町長の許可を受け無ければ、これを行うことができない。ただし、国又は他の地方公共団体が自ら火入れをする場合は、この限りでない。
- 第2条** 前条の規定により火入れをなす事ができる場合は、次の通りである。
- (1) 造林のため地拵を行う場合
 - (2) 焼畑開墾を行う場合
 - (3) 害虫駆除予防の場合
 - (4) 放牧地又は採草地を改良する場合に於いて障害物を焼払いしなければ作業困難になる場合
- 第3条** 火入許可期間は、1件につき5日間とし1回（又は一区画）の火入れの面積は1ヘクタールを超える事は出来ない。
- 2 火入れ中、風勢により他に延焼のおそれがあるとき、もしくは強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは直ちに消火しなければならない。
 - 3 火入れは日の出後に着手し、日没までに終了させなければならない。
- 第4条** 火入れの許可を受けんとする時は、別記第1号様式による申請書を火入れを行おうとする期間の開始する7日前までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該火入れ地を所管する消防分団長及び森林愛護組合長又は町内会長の確認を受け、さらにその土地が他人の所有又は占有地なるときは、その所有者又は占有者の承諾書を添付しなければならない。
- 第5条** 火入れをしようとするときは、予め防火の設備をなし且つ接近せる森林、原野、山岳、荒蕪地の所有者又は管理者にその旨を通知した後、前条に規定する手続をしなければならない。
- 第6条** 第4条の申請を許可したときは、別記第2号様式により許可証を申請人に交付する。
- 2 前項の許可証は、火入者は火入れの際必ずこれを携帯していなければならない。
- 第7条** 町長が火入れを許可したときは、その旨を消防署長及び当該火入地を所管する消防分団長及び森林愛護組合長又は町内会長に速やかに通知しなければならない。
- 第8条** 火入れの許可を受けたものは、火入れに際しその面積により次の通り火入従事者を附さなければならない。
- (1) 0.5ヘクタール以内 10人以上
 - (2) 1ヘクタール以内 15人以上
- 第9条** 火入れをしようとする者は、火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。
- 2 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。
 - 3 火入れ責任者は、次条に定める防火の設備及び第8条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。
- 第10条** 火入地の周囲幅6メートル以上（火入れ地が傾斜地である場合におけるその上部又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）区域内にある可燃物は、総てこれを除去し、延焼の虞のない様にしなければならない。
- 第11条** 町長は、火入れを許可したる後その火入れが他に延焼し、そのために危険の虞があると認めたとときは、何時でもその火入れを差し止め又は火入方法若しくは期日の変更、その他相当の措置を命ずることができる。
- 第12条** 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月18日条例第5号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成8年6月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

上ノ国町長 様

申請人 住所
 氏名 ㊟
 火入責任者 住所
 氏名 ㊟

次により火入れを行いたいので許可されたく、上ノ国町火入許可に関する条例第4条の規定により申請します。

- 1 火入場所
- 2 火入地の所有権（管理者） 住所
氏名
- 3 火入期間 年 月 日～ 年 月 日まで 日間
- 4 火入目的 (1) 造林地拵 (2) 焼畑開墾 (3) 害虫駆除
(4) 採草放牧地改良
- 5 火入面積 ヘクタール
- 6 防火施設設備 防火線幅 m 火入従事者 名
その他設備
- 7 消防分団長及び森林愛護組合長又は町内会長の確認印
消防分団長 ㊟
森林愛護組合長又は町内会長 ㊟
- 8 その他必要事項
国有林野法に基づく国有林との距離 m

火 入 許 可 証

年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

記

- 1 火入場所 檜山郡上ノ国町字 番地
- 2 火入の日時 年 月 日～ 年 月 日まで 日間
- 3 火入の目的 面積 へクタール
- 4 防火施設又は設備に対する指示事項
 - (1) 防火線で6メートル以上、0.5へクタール以内火入作業従事者10人以上、1へクタール以内15人以上を配置すること。
 - (2) 無風状態で飛火延焼の恐れがないときに火入れをすること。
火入れの際は必ず許可証を携帯し指示事項を厳守すること。
 - (3) 火入れ後は、火気消滅した後でなければ、火入責任者は火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。
 - (4) 町長は、警報発令された場合又はそのおそれのあるときは、火入れを中止させ期間の変更をする。

9-1-1 事業別国庫負担一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む）	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり）外郭施設（防波堤、水門、堤防）係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
公園	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常)、8/10、9/10(高率該当)
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10(通常)、9/10、10/10(高率該当)
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10(通常)、7.5/10～10/10(高率後)
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1カ所 40万円以上	6.5/10(通常)、10/10(高率該当)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	国	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
		事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設等	〃	1/2 または 1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃
	障害者支援施設		障害者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	1/2 または 1/3
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	"	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	"	"
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	"
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上市町村：40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		"
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		"